

## 「卵のパスポートシステム」に係わる生産・包装協定書

全国農業協同組合連合会広島県本部（以下甲という）と全農広島鶏卵株式会社（以下乙という）と生産者（以下丙という）は、「鶏卵のトレーサビリティシステム（通称：卵のパスポートシステム）」に基づく生産・流通（包装・出荷）について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 ここ数年に発生した様々な食品の安全性に係わる問題によって、消費者の食の安全性や品質に対する不安感や不信感は大きくなっている。  
このような中、生産、流通（包装・出荷）の各段階での透明度の高い、生産・流通システムを構築することにより、鶏卵の消費拡大を図ることを目的とする。

（生産者及び包装者の守るべき事項）

第2条 安全・安心な鶏卵を消費者に提供するとともに、生産の履歴を保証し、公開するために乙と丙は次の事項を遵守しなければならない。  
①対象は広島県内で生産された鶏卵とする。  
②生産・流通（包装・出荷）履歴の管理を徹底すること。  
③飼育・生産に必要な配合飼料は、甲指定の飼料であること。  
選定条件  
i. 飼料メーカー及び飼料添加物メーカーまで含めて確認・公表できること。  
ii. 飼料安全法等を遵守すること。  
④各種イベントや消費者の現地視察に積極的に対応可能な農場・包装場所で、映像を含め情報公開ができること。

（法令の遵守）

第3条 乙が扱う商品については、関係法令（JAS・食品衛生法・不当景品類および不当表示防止法・不正競争防止法・薬事法・計量法など）および県・市町村の関係条例の定めを遵守したものであることを保証しなければならない。

（全国農業協同組合連合会広島県本部の守るべき事項）

第4条 甲は、第1条の目的を達成するため、法令を遵守し積極的に販売促進に努めなければならない。  
①消費者・生産者・包装者にメリットのある販売システムを構築するよう努めること。  
②積極的な情報公開を進め、消費者との信頼関係構築に努めること。  
③情報収集を進め、協定参加農場・包装場所へ伝達すること。

(協定の解除)

第5条 甲または乙並びに丙は、その何れかがこの協定に反する行為を行った場合、一方的に協定解除をすることができる。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。  
但し、期間満了までに甲・乙何れからも別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長する。

(協定の補充)

第7条 この協定に定めない事項については、その都度甲・乙・丙協議のうえ決定するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

印

乙

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

印

丙

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

印